

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)及び裾野市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)の定めるところにより、避難行動要支援者に対する平常時の見守り支援及び災害時の避難支援等を実施するため、その基礎となる名簿の作成及び避難支援等関係者への名簿提供に関して必要な事項を定め、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (2) 避難行動要支援者 主として要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (3) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (4) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる次に掲げるものをいう。
  - ア 自治会(自主防災組織)
  - イ 裾野市民生委員・児童委員
  - ウ 裾野市社会福祉協議会
  - エ 富士山南東消防本部及び裾野市消防団(以下「消防組織」という。)
  - オ 裾野警察署
- (5) 避難行動要支援者名簿 法第49条の10第1項の規定により作成した避難支援等を実施するための基礎となる名簿をいう。

(避難行動要支援者の範囲)

第3条 避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者とする。ただし、長期入院中の者又は社会福祉施設に入所している者を除く。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において要介護3、4及び5の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- (3) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (5) 指定難病医療受給者
- (6) その他市長が支援の必要があると認めた者

(避難行動要支援者名簿の作成)

第4条 市長は、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等の実施を目的とする避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用)

第5条 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(名簿情報の提供)

第6条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、平時より第2条第4号アからウまでの避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合において

は、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。
- 3 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿の更新)

第7条 市長は、少なくとも1年に1回以上、避難行動要支援者名簿を見直すものとする。

- 2 避難支援等関係者は、市長から名簿の返却を求められたときは、速やかに避難行動要支援者名簿を市長に返却しなければならない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第8条 市長は、第6条第1項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

(秘密保持義務)

第9条 第6条第1項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第10条 市長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第2項又は第3項の規定による個別避難計画情報の提供に係る事項について説明するものとする。
- 3 個別避難計画には、第4条第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第2項において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

- 4 市長は、第1項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 5 市長は、第1項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画の利用及び提供)

第11条 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る要支援者及び避難支援等実施者(以下「避難行動要支援者等」という。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

- 4 前2項に定めるもののほか、市長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第12条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えい防止のために必要な措置を

講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

(秘密保持義務)

第13条 第11条第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(職権による削除)

第14条 市長は、避難行動要支援者が次に掲げる事項のいずれかに該当することが判明したときは、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画への登録を取り消すものとする。

- (1) 避難行動要支援者が死亡したとき。
- (2) 避難行動要支援者が市外に転出したとき。
- (3) 避難行動要支援者が入院、入所等により自宅に戻れる見通しが立たないとき。
- (4) 避難行動要支援者が第3条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (5) 避難行動要支援者の所在が不明なとき。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。